

地球温暖化問題への対応とインフラ整備

現在の国際社会の大きな課題の一つが気候の温暖化問題への対応である。大きな関心が集まっているカーボンニュートラル又はゼロエミッションの実現のためには、インフラの整備が不可欠である。

国際社会の問題としての環境の保護及び保全が注目されるようになったのは1970年代である。1972年に国連が開催したストックホルム人間環境会議で採択された人間環境宣言は、法的拘束力はないものの、国際社会が取り組むべき環境の保護及び保全に関する論点を示し、その後の条約締結や国際環境法の発展をもたらすものとなった。

1970年代までにも、環境関係の分野で多くの条約が締結されていたが、地球環境全体にかかわる問題に関する条約が締結されるようになるのは、1980年代以降である。人間の通常の活動から排出される物質がオゾン層の破壊に影響を与えていることが科学的に立証されるようになったことから、1985年にオゾン層の保護のための条約、1987年に、その実施のための具体的義務を規定するモントリオール議定書が作成された。これは、地球環境に影響を与える物質の排出の規制のための条約であって、それ以前のようないずれかの国の原因行為によって環境汚染が生じることを防止し、汚染の被害者救済を確保しようとすることを

目的とする環境関係の条約とはかなり性質が異なる。

人間の通常の活動によって排出されるGHGガスが地球全体の環境に影響を与えたとの知見に基づき締結された重要な条約が、気候変動に関する国際連合枠組条約（以下、気候変動枠組条約）（1992年）であり、今日に至るまでの、GHGガスの排出削減のための国際協力と各国の努力の基礎となっている。この条約も、地球全体の環境の変動とGHGガスの排出の関係に関する一定の科学的知見が成熟したことから締結が実現したものと言える。

オゾン層の保護のための条約と同様に、気候変動枠組条約は、一般的義務（枠組）に関する規定を置くにとどまっており、具体的な実施のための文書が必要であった。1997年に採択された京都議定書は、共通だが差異ある責任の原則に基づき、先進国と発展途上国を区別し、先進国にのみGHGガスの排出削減の義務を課す内容となっていた。発展途上国の事情に一定の配慮を払うことが必要だったとはいえ、国際社会全体の協力によるGHGガスの削減への取組に有効な制度となっていないことは否定できなかった。

気候変動枠組条約締結以降も続いてきた地球全体の平均気温の上昇と目に見える気象による災害



早稲田大学 法学学術院 教授 **かわの まりこ**
河野 真理子

の激甚化から、国際社会全体の協力の必要性がより強く認識されるようになった結果、2015年に採択されたのがパリ協定である。この協定は、産業革命前と比べて世界の平均気温の上昇を2度高い水準を十分下回ること、並びに、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前と比べて1.5度高い水準までのものに制限するように努力することを目的としている。そして、各国はGHGガスの削減に関して自主目標を設定し、国内的措置を採る義務、及び5年毎に自主目標を報告する義務を負っている。

地球環境に関する条約は科学的知見の発展に伴って整備されてきた。パリ協定に規定されている数値目標は、野心的であると認識されており、その達成のためには、革新的な技術開発を要すると考えられる。協定の目的の実現のためには、例えば、再生可能エネルギー、GHGガスの排出を抑える燃料、二酸化炭素の回収・貯留・利用（CCS、CCUS）等の分野での技術開発が不可欠であるだけでなく、これらの技術の有効な利用の促進のためのインフラの整備が重要である。洋上風力発電

については、日本の気象及び海象、地形に適した発電技術の開発も重要だが、施設の設定と維持を支えるための港湾を中心とした施設の整備が必要である。また、GHGガスを排出しない新たな燃料として期待される水素や燃料アンモニア等の利用のためには、それらを供給する施設が不可欠である。特に、日本の場合、これらの燃料が輸入に依存するものとなることが予想されるため、輸入の基地となる港湾の整備だけでなく、これを全国に円滑に輸送するための国内のネットワークの構築も必要である。CCS、CCUSもインフラ整備がなければ実施できない。

国際社会におけるカーボンニュートラル又はゼロエミッションの実現への要請が高まる中、個々の手法の技術革新だけでなく、その技術の有効な利用の実現のためのインフラについても革新的な整備が求められている。これらの分野の技術が新たな投資やビジネスの可能性につながりうることも認識されなければならない。

【著者紹介】河野 真理子（かわの まりこ）

1960年 徳島県生まれ。東京大学教養学部教養学科卒業。同大学院総合文化研究科修士課程修了、英国ケンブリッジ大学大学院法学修士課程修了。筑波大学を経て、2004年より現職。専門は、国際法。論文「海洋法における『人』の権利と利益の保護及び規律」『国際法外交雑誌』第120巻1・2号（2021年）ほか。